

平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）議事録

1 日 時 平成 26 年 10 月 10 日（金）18：30～21：10

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 赤間委員，阿部委員，市川委員，大坂委員，川村委員，桔梗委員，黒瀧委員，
坂井委員，佐々木委員，白江委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，
諸橋委員，八木委員，菅原委員，杉山委員，高橋（望）委員，高橋（秀）委員，
千葉委員，橋浦委員，畑中委員，早坂委員

※欠席：相澤委員，岩館委員，小山委員，久保野委員，鈴木委員

[事務局]鈴木健康福祉部長，高橋障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者
総合支援センター所長，伊藤精神保健福祉総合センター主幹兼デイケア係
長，佐久間北部発達相談支援センター所長，佐々木南部発達相談支援セン
ター所長，佐藤若林区障害高齢課長，小原太白区障害高齢課長，伊藤太白
区秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係
長，都丸地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，
三條指導係長，五十嵐主査，富山主事，林主事，佐藤主事，高橋主事

ほか傍聴者 18 名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

事 務 局 それでは，会長よりご挨拶をいただきたく存じます。
(福井主幹) 阿部会長，よろしく願いいたします。

会 長 皆さん，おばんです。

今日は第 4 回となります。条例関係の協議会でございます。

まずは皆さんにおわびを申し上げなければいけないのは，前々回と申しますか，やはり条例づくりのときに盛りだくさんの中で時間進行がうまくいかずに長時間になってしまったことを踏まえ，また，委員の皆様からもやはり時間については大事だという意見をいただきましたので，今日は時間進行をしっかりと守りながら，お一人の方にたくさん時間を使っていただくというよりも皆さんに話してもらおうというようなことで進めさせていただきます。

また，あわせて事務局も，説明はポイントを押さえて短目にとということでありました。そのように有効に時間を使いながら，全員の皆様から発言していただくということを目指して取り組んでいきたいと思っております。

さて，条例づくりは本当に大事なことでと思います。皆さんの意見をもとに，暮らしやすい仙台ができていく，そのことを皆さんとともに希望しまして始めたいと思

ます。よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より市川委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

① 第 2 回仙台市障害者施策推進協議会でのご意見などについて

② 障害を理由とする差別事例等について

③ 社会資源調査について

会 長 本日の進め方は、次第中①第 2 回仙台市障害者施策推進協議会でのご意見などについて、②障害を理由とする差別事例等について、③社会資源調査についてまで、続けて事務局からの説明があります。

その後、委員の皆様には資料 2 - 1 における収集された差別事例等の各分野のうち、あらかじめお伝えしていたと思いますけれども、1 つか 2 つ程度、分野を選んでいただき、差別を解消するためにその分野においてどのような取り組みが必要であるかということと、また差別解消のためにご自身の立場で実践してみたいと考えていることなどについて、それぞれご発言いただきますようお願いいたします。全員の方にお願いたします。

時間につきましては、今のような要件を合わせてお一人 3 分ということで進行させていただきます。なお、今回は事務局がタイムキーパーとして時間をお伝えしますので、よろしくお願いいたします。

その後、これらのご発言を踏まえ、委員の皆様でご協議いただきたいと思います。

本日の協議のポイントといたしましては、障害を理由とする差別事例等や人権擁護などに関する社会資源の状況などを共有した上で、本市における障害を理由とする差別を解消するための様々なアイデアを委員の皆様より出していただきながら、条例の方向性を探っていければと考えております。委員の皆様には、ぜひこういった観点でのご意見を願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、まずは次第にしたがって、まず事務局より①第 2 回仙台市障害者施策推進協議会でのご発言などについてから説明をお願いいたします。

事 務 局 まず初めに、前回の協議会では事務局の段取りが悪く、大変長時間になりましたこと（高橋課長）をおわびいたします。

それでは、早速ご説明をさせていただきたいと思ます。

初めに、資料 1 を使いまして前回の施策推進協議会でいただいたご意見などについて、簡単に振り返っていききたいと思います。

前回は障害当事者の委員の皆さんから、差別や困ったと感じたこと、配慮が得られて助かったことなどを発表していただきました。障害のある皆さんが日々体験していること、考えていることを具体的にお話いただき、これから差別解消の取り組みや条例を検討していく上で大変参考になるお話ばかりであったと思います。

当日は菅原委員がご欠席でしたけれども、いただいた資料を本日の資料の中に入れておいてあります。

大きくまとめますと、1 つは障害は人それぞれであり、必要な配慮も人それぞれであるということでした。障害の種別が違う場合はもちろんですが、同じ障害であっても困っていることは様々であり、不便だと感じることは人によって違うということでした。

また、障害によるいじめ、偏見、無理解ということが地域や学校、病院、家族などの様々な場面でまだまだあるということが上げられました。

○の 3 つ目になりますが、働いている方々から職場での障害に対する理解がまだまだ不足していること、偏見もあることについてのお話がありました。

ページをめくっていただきまして、そして自分自身でも障害のこを受けとめるのに抵抗があるというようなこと、それから病気や障害について情報が不足して不安でしたというお話がありました。

次に、障害に対する配慮により助かること、職場で配慮してもらい助かることについてのお話がありました。

3 ページにいきまして、合理的配慮を得られなくて困ったことについて、地下鉄や道路、エスカレーターなどの街なかや職場でのお話がありました。それから、視覚や聴覚に障害がある方々から、情報入手やコミュニケーションに関して配慮が得られなくて困ったことについてのお話がありました。

菅原委員からはこの後の意見発表のときにもお話をいただきますけれども、菅原委員の体験を下から 3 つ記載をさせていただきます。

それから、当事者同士や支援者によるエンパワメント、当事者同士や支援者によって元気づけられたということですが、そのことについてのお話もございました。

4 ページにいきまして、障害理解のための取り組みへのご意見についてもいただいておりますので、ここにまとめさせていただきます。

次に、委員からのご意見やご感想でございますが、まず先進地視察について、さいたま市と千葉県の取り組みについてご報告がございました。

さいたま市の事例では、幅広い市民が参加する 100 人委員会の設置や積極的な広報などが展開されており、仙台市でも有効な方法ではないかといったご報告がございました。

千葉市については、話し合いでの解決を通じて障害への理解を深めることを最大の目的として相談活動が展開されていることなどのご報告がございました。

5 ページにまいりまして、意見交換会や当事者委員の発表に対する委員からのご意見についてもまとめさせていただいております。障害を理解してもらえないつらさや障害を受けとめるつらさ、障害は人それぞれであることなどについてご意見をいただいているところがございます。

それから、ココロン・カフェについても多くのご意見をいただきまして、報告のところでご説明をさせていただきますが、可能なところから取り入れさせていただいております。

6 ページ、今後の進め方についても同様でございます。

次に、障害を理由とする差別の事例の取りまとめ状況につきましてご説明をさせていただきますしたいと思います。

お手元の資料の 2-2, 2-3, 2-4 につきましては、お寄せいただいたものを差別と感じた事例、それから配慮が得られた事例、その他の意見に分けてまとめていただいております。文章は一部個人や商店名などが特定されるものについては伏せてございますが、いただいた文章をそのまま載せてございます。

2-2 と 2-3 につきましては、表紙の裏に障害の種別ごとにどの分野に何件の事例があったのかという表をまとめてございます。資料 2-2 から 4 につきましては、後ほどゆっくりご覧いただければと思います。

それでは、資料 2-1 を使いまして概要をご説明していきたいと思っております。

2, (1) 9 月 26 日現在の数字になりますが、事例につきましては 722 件集まっております。内訳は差別と感じた事例が 528 件、配慮が得られた事例が 68 件、その他の意見等が 126 件でございます。

収集方法等ごとの内訳でございますが、調査票により収集された事例が 124 件、障害者団体との意見交換会から得られたものが 205 件、それから昨年度、計画の進捗状況を把握するために施策推進協議会で行いました合同・訪問ヒアリングの中で伺いました事例が 29 件。

2 ページにいきまして、誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会（条例の会）の皆さんからご提供いただいた事例が 340 件、前回の施策推進協議会の発言の中からのものが 24 件となっております。

3, 収集事例の分類等についてでございますが、収集された事例につきましてはそこに上げました 15 項の分野に分類をいたしました。条例の会さんからいただいた事例につきましては、条例の会で分類されたものをそのまま利用して分類をしております。

資料には分野別の事例数と、あと主な事例を掲載いたしております。そして主な事例として挙げたものの後ろの括弧の中には、先ほど見ていただいた厚い事例集のどこに掲載されているのか、資料番号と番号、収集方法、障害種別、記入者を示しております。

それでは分野ごとの報告ですが、一番多かったのが①の周囲の理解 153 件でございます。差別と感じた事例が 143 件、3 ページにいきまして配慮が得られた事例が 10 件

でございました。時間の都合で詳しい説明はいたしません、障害を障害として理解してもらえず傷ついたことや、障害に対する偏見といったものが挙げられております。

②交通に関するものは61件で、差別と感じた事例が54件、配慮を得られた事例が7件でございました。

③建物・道路・駐車場等に関するものが53件、差別と感じた事例が50件、配慮を得られた事例が3件でございました。

4 ページにまいりまして、④就労・労働に関するものが47件、差別と感じた事例が41件、配慮を得られた事例が6件です。職場の中でのコミュニケーション手段が得られないことや、障害に応じた対応がなされなかったということが挙げられました。

⑤教育に関するものが37件、差別と感じた事例が36件、配慮を得られた事例が1件です。先生の対応に関することや行事への参加ができなかったことなどが挙げられました。

5 ページ、⑥医療に関するものが43件、差別と感じた事例は33件、配慮を得られた事例は10件です。医療機関において障害に応じた対応をしてもらえなかったもの、反対に配慮があつて助かったというものと両方の事例がございました。

⑦商品・サービス提供に関するものは44件でございます。差別と感じた事例が32件、お店などで障害を理由に差別的な対応をされたものが挙げられております。

6 ページにいきまして、配慮を得られた事例が12件となっております。

⑧福祉サービス等に関するものは39件、差別と感じた事例が29件、配慮を得られた事例が10件でございました。

⑨不動産取引に関するもの、7 ページになりますが27件、差別と感じた事例が26件、障害を理由に物件を貸してもらえないというものです。配慮を得られた事例は1件でございました。

⑩情報・コミュニケーションに関するものは15件で、差別と感じた事例が13件、配慮を得られた事例が2件でございました。

⑪行政に関するものは10件、差別と感じた事例9件、配慮を得られた事例が1件で、窓口等での対応に関するものでございました。

⑫選挙に関するものが8件ございました。

⑬災害時の対応は5件です。避難生活に関すること、情報入手が困難だったことが挙げられております。

⑭子育てに関するものは4件でございます。保育所や児童館等で障害を理由に受け入れてもらえないということが挙がっております。

その他の事例につきましては50件でございます。

最後に、事例を分類してみたの現時点でのまとめというか傾向を3つ上げております。

1 つは、差別と感じた事例の中で、周囲の理解に関する事例が最も多く、ほとんどの障害種別において挙げられていたことでございます。

それから2つ目は、差別と感じた事例というのは大きく2種類に分けられるということであり、1つは障害を起因として障害のある人が感じるそれぞれの生活のしづらさに対して、周囲の人から解消するための配慮が得られていないことによる差別。そしてもう一つは、障害に対する正しい知識が不足していることなどを原因として、障害のある人に対して周囲の人から適切な態度がとられないことによる差別でございます。

10ページにいきまして、まとめの3つ目ですが、「障害がある人が必要とする配慮は障害の種別で一律に決められるものではなく、障害のある人一人ひとりの状況等によって異なるものである。そのため障害種別によるニーズ（必要とする配慮）の違いなどを理解することはもとより、障害のある人もない人も、それぞれが障害のある人のニーズ（必要とする配慮）を理解し合った上で、求められる必要な配慮が自然に提供されるようになることが障害を理由とする差別の解消につながっていくと考えられる」とまとめております。

収集した差別の事例についての今の時点での概要は以上でございます。

事例につきましては、今後も継続して収集し、蓄積をしていきたいと考えております。また、集めましたものにつきましては、さらに分析を進めていきたいと考えております。

それでは、次に現在、障害者への差別やいじめ、いやがらせなど障害者に対する人権侵害や様々な場面での問題を解決するための相談事業などを実施している機関などの社会資源の状況について、現時点での差別解消の取り組みにはどういったものがあるか、相談機関にはどういったものがあるかといったものの調査を行いましたので、資料の3-1と3-2を使ってご説明いたします。

まず、資料3-2の一覧表をご覧くださいと思います。

様々な相談を受けるところがございますけれども、一番左側に分類をお示ししております。権利侵害全般に関すること、それから労働に関すること、福祉サービスに関すること、障害者虐待に関すること、その他の権利擁護に関すること、それから障害者の相談・支援を行っている機関や相談員制度がございます。

それで、下から3番目の障害者相談員のところですが、右から2番目の対象者の欄に身体・知的・精神の3つが書いてありますが、昨年の6月から難病と高次脳機能障害の相談員も委嘱をしておりますので、書き加えておいていただきたいと思っております。

このうち主なものを資料の3-1に掲載いたしましたので、そちらをご覧くださいと思います。この資料の中では制度上、救済措置等が規定されている機関を3のところ上げています。

まず（1）法務局で開設している人権相談というものがあります。ここは差別やいじめ、いやがらせなどあらゆる人権の相談に応じておりまして、障害者の差別に関する事案についても対応をしているということです。

○の4つ目、救済措置につきましては、調査結果に基づいて人権侵害が認められる

と判断される場合は、※2にありますとおり、援助や調整など救済措置をとりますけれども、これについては強制力や罰則規定というものはなくて、自主的な改善を促すというようなものです。

ページをめくっていただきまして、次は労働の分野で（2）宮城労働局「総合労働相談」「個別労働紛争解決制度」でございますが、これは障害者の方も含めた労働雇用に関するあらゆる分野の相談を受けているものでございます。

平成28年4月に施行される改正障害者雇用促進法によりまして、新たに障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供及び苦情処理・紛争解決援助の措置が講じられることになっております。

救済措置の内容については、3つ目の○でお示しのとおりでございます。なお、障害者雇用促進法につきましては、参考資料の1と2をお配りしていますので、後ほどご覧いただければと思います。

3ページ目にまいりまして、（3）宮城県運営適正化委員会ですが、これは福祉サービスに関する苦情等の解決のための相談、助言、調査、あっせんを行っているものでございます。救済措置の具体的な内容につきましては、3つ目の○にございますので後でご覧いただければと思います。

それから次に、障害者相談支援事業所でございます。障害者相談支援事業所でも障害を理由とする差別と思われる事案や、障害への理解の不足を原因とするトラブルの相談を受けており、相談員さんが間に入って丁寧に説明をすることでそれぞれの折り合いをつけるといった事例もあるということをお伺いしております。

4ページ目に上げてあります相談件数は、これは差別に関するものだけではなく、全ての相談件数でございます。

次に、虐待に関するものですが、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行によりまして、仙台市でも障害者虐待相談ダイヤルを開設したとともに、区の保健福祉センターや障害企画課、障害者支援課、北部・南部発達相談支援センター（アーチル）などが連携して対応をしているところでございます。

社会資源に関するまとめですが、法務局の人権相談や宮城労働局の紛争解決制度等、現状でも障害を理由とする差別事案などを取り扱い、救済措置等の仕組みが整えられている相談機関はあり、今後、差別解消を推進する仕組みを検討する際には、これらとの連携や位置づけを確認していくことが必要ではないかというふうに考えます。

それから、救済の仕組みが規定されている相談機関以外にも、障害者相談支援事業所等で行われております地域における相談支援の事案の中にも障害を理由とする差別の案件と思われるものがありますので、差別事案についても身近な場所で気軽に相談できることが重要であり、それについても踏まえた上で相談の仕組みなどを検討していくことが必要だということを考えました。

以上、駆け足になりましたが説明を終わります。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

会 長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見などございますでしょうか。
なお、お話しいただく前にはお名前を言ってからご発言をお願いいたします。意見のある委員の皆さん、挙手でお知らせください。いかがでしょうか。では杉山委員、お願いします。

杉山委員 救済機関のことは資料を見て理解はしたのですが、救済機関はそれぞれ件数をもっているいろいろと相談に乗って解決をしているということはわかるのですが、それでもまだ不自由だということがあって、差別解消の条例をつくって、そこで救済機関を作ってほしいということで、改革を話しているのですけれども、まだまだ救済機関という自体も個別にいろいろなところにあるにもかかわらず、見た目では余りわからない方が多いと思うので、そのところについてどうしていったらいいかということを考えていかなければと思っております。

会 長 まずは、今日は社会資源調査ということで制度上、救済措置などが規定されている機関などについて事務局から説明がありましたけれども、これで十分かどうかということも今後この施策推進協議会の中での議論になるのではないかとということと、必要な場合にはこの条例に基づいて紛争解決、調整を行う機関を考えるというご意見でよろしいでしょうか。

そのほか委員の皆様から。では白江委員、お願いします。

白江委員 質問ですが、資料 2-1 の最後にはまとめがありますが、これは事務局のほうでまとめられた意見でしょうか。

事務局 (高橋課長) 事務局のほうで事例を集める中で、こういったことが見えるなということでまとめさせていただいたものです。

会 長 よろしいでしょうか。ということは、場合によってはこのまとめ方についても案があれば、あとは連絡をとっていただいて。今日すみませんけど時間がなかなかないので、ファクス等で連絡をとっていただいて、次の検討に上がるということでよろしいでしょうか。

事務局 (高橋課長) もっとこういうことが言えるのではないかとご意見がございましたら、ぜひいただければと思っております。

会 長 今あれば今いただくとしても、どちらでもいいですけれども、よろしいでしょうか。ほかに委員の皆様からありますでしょうか。

では、順番に中村晴美委員、坂井委員、八木委員というふうに順番で。それから諸橋委員まで、すみません、時間進行ということで、その 4 人の方でよろしく願います。

たします。

中村(晴) 委員 資料 3-2, 社会資源一覧の下のほうの相談・支援の障害者相談員についてですが、私自身も障害者相談員を何年かやっておりました。当時、各区から障害種別ごとに選任されておりましたが、私自身の経験としては同じ方が大変長期にわたって委員をなさっていらして、そして相談を受けた件数により報酬があるというような記憶でしたが、それは今は違うのでしょうか。今の制度を教えてください。

会 長 今の制度、以前は中村委員がなさっていたときは相談の件数に応じた報酬ということであったのですけれども、今はいかがでしょうかということです。

金 子 障 害 者 総合支援センター 所 長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在は、障害者相談員につきましては障害者福祉協会に委員の推薦をお願いしております、各区からそれぞれ大体均等になるようにご推薦をいただいていると思いません。

謝礼につきましては、年間で本当に少ないのですけれども、24,000円お支払いをしていて、相談件数に応じてということにはなってございません。

また、相談内容につきましては、今、活動としては例えば仮設住宅を訪問してサロン活動をするとか、広報活動とか、あるいは福祉サービスの紹介とか、そのようなことをしております。今相談支援事業所の方々とか相談を受ける機関が随分できてございますので、具体的な相談はそのような事業所等をお願いをしております、主にピアカウンセリング的なものとかサロン活動とか交流活動とか、あるいは宣伝活動で活躍をいただいているということでございます。

現在、相談員さんは身体が19名、知的が6名、精神の方が3名、高次脳の方が2名と難病の方1名、合計31名で、昨年度の活動件数としては、件数ですので時間と関係ございませんが、件数だけご説明を申し上げますと1,109件の活動をなさっておられるというようなことでございます。

会 長 よろしいでしょうか。

では、続きまして坂井委員、お願いいたします。

坂井委員 先ほどの資料 2-1 の説明の中で、引き続き事例を集めていくという話でしたが、仙台市の具体的な考えをお伺いしたいと思えます。

会 長 事務局への質問ということですので、事務局お願いします。

事 務 局 (高橋課長) 広報等について、具体的に決めてはいないのですけれども、一旦、8月で締め切ったような形になってはいますが、その後も寄せられた意見については蓄積をしていきま

すし、また改めてご案内をしていきたいと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。また、こうすべきだというものを委員の皆様から提案していただくこともあるのだと思います。

次に、八木委員お願いいたします。

八木委員 この差別を受けた事例ということで列記されていますけれども、これは障害がない方、私でも非常に不愉快な事例が載っているのですけれども、これも含めて聞きたいのは何をもって差別かという、定義なんです。こういうことは一般でも不適切な待遇だったり、差別ではないにしても不愉快ですよ。それはやはり差別という格好になるのですかということなのですから。この差別をどのように捉えて、法律ではこれは差別という定義がありましたけれども、これは差別に分類するとどうなるのか。ということが見受けられるのですが、これはその辺まで厳密に考えてここに例として載せたわけではないということによろしいか。

会 長 事例の収集について。

八木委員 普通の方が果たしてこれは差別なのだろうかということですか。

会 長 事務局からお願いします。

事務局 (高橋課長) あくまでもご本人が嫌だと感じたことや、差別と感じたものを載せております。

八木委員 それは一般の住民、市民から差別と理解されるという前提ですか。

事務局 (高橋課長) そこは考えてございません。あくまでも今回はご本人が嫌だと感じたことを集めているものでございます。

会 長 よろしいでしょうか。
続きまして、諸橋委員です。

諸橋委員 これからいろいろな事例を通じて整理されていくことなのかなと思いますが、社会資源調査とかを見てちょっと考えたことなのですから、ヒアリングといいますが、いろいろな事例を集めていくということはとても大事だし、そのことを差別の一つとして我々自身がはっきり認識していくことも必要なかなと思います。特に法務局とか労働関係機関は、障害者が例えば就労するとき、直接的に受ける差別は大きいかなと思います。私自身も就職するとき、ほんの軽い障害なのですが非常に苦労した覚えもありますし、それからいろいろな相談機関、私もいたことがありますが、

そうすると身体的な虐待も含めて結構あったり、あるいは「てんかんです」と発言したことで、雇用しないというふうに言われたり、いろいろな事例があつて、そういったことを労働機関に持ち込んでいっても、調査をされて非常に手間取るわけですが、何か結果が伝えられない。要するに解決されていないのです。そういうことに対してちゃんと仕組みとして作っていく必要があるのかなと思います。ぜひともそういう面での事例を集めることをやれないかなと思っています。例えば、相談支援機関にたくさん相談件数がありますけれども、この中から例えば具体的にこんな差別事例が相談として寄せられたということを出していただいて、その事例のカテゴリ一化とそれからその解決策を具体的に考えて条例に反映させていくということも必要なのかなと。それをこれから期待したいと思います。

会 長 　　ただいま具体的に相談支援事業所等の事例、個人情報の問題との兼ね合いもありますけれども、その辺について検討できるところをしっかりとしてほしいというご意見でよろしいでしょうか。はい。ではその辺の検討もお願いいたします。

　　それから、こちらの方でご意見ある方、もしありましたら挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

　　では黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 　　差別ということで、私は今回、知的障害のほうに参加しまして、それだけではなく私は精神に関して知的と精神という特に似ていると感じただけではなく、国の機関の病院の対応が、受付と医師の本人と同行者に対して、家族がいなくて同行してくださる方に対して、「はっきりしないとだめじゃないか」、「しっかりきちんと見てくれないと困るじゃないか」という言葉が強いらしいのです。それを公共の場で皆さんのいる前で大きな声で言われると、同行するほうもつらいということをよく聞いているのです。それも一つの差別というのでしょうか、そういうことをちょっと気をつけていただきたいなと。民間の病院ではそういうことがないというのですけれども、国立の病院は特に、医師の強い言葉が気になるということの一つ申し伝えたいと思います。

　　あと、この前送っていただいた 2 番目の障害の差別に実践してみたいということですが、私の一つの例としまして以前、協議会で市の広報に、病気を理解するために、身体・知的・難病など一つ一つ裏面を使って記事を書いていただければということをお話しましたが、私が一つ実践しているのは、町内会長と地区の包括の方の協力を得て障害の方の自宅の見回りをしているのです。

会 長 　　黒瀧委員、今は事務局からの説明に関する意見ということですが、時間の関係で短時間に整理して、お願いします。

黒瀧委員 　　すみません。

そのようなかたちで皆さんの前で積極的に参加して、中に入れていくということが必要かなと思いました。

会 長 今日全員の方ということがありましたので、申しわけありません。大事なご意見をいただきました。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

畑中委員、お願いいたします。

畑中委員 事例を収集するだけでなく改善案も考えていくといいのではないのでしょうか。

会 長 とても大事なご意見です。

というようなことで、杉山委員、お願いします。

杉山委員 畑中委員の話に関係するのですが、差別事例を集めるだけではなくて、例えば15区切りであればそれにかかわる、医療でしたらお医者さんとか、教育でしたら教育委員会か学校とか、あと就労でしたら働く企業さんのところなどに行って、こういう事例があるんですよという話を具体的なワークショップみたいなことでやって、きちっとこの分野の方々に伝えていく。こういうやり方もいいのではないかと思うので、どうぞよろしくお願いします。

会 長 ただいまの畑中委員、杉山委員のお話は次のテーマの中での内容にも重なる部分があると思いますので、次に議事④障害による差別の解消に向けた意見発表などについて、こうあるべきだとかこう対応していきたいというような重なる部分がありますので、また杉山委員、畑中委員にもお話ししていただくとして、議事の④に移らせていただきます。

お一人3分以内でということをお願いしております、また時間の経過の状況を事務局よりボードとチャイムでお伝えするというようになっております。2分経過のときはボードを掲げてお知らせするとともにチャイムを1回鳴らします。2分50秒経過のときはボードでのお知らせとともにチャイムを2回鳴らしますので、よろしく願いいたします。全員の方々に3分以内でということ、今日のスケジュールではいっぱいになってしまいますので、申しわけありません、そのようなことをお願いいたします。

さて、順番でございますけれども、本日は菅原委員が所用のために途中で退席されるということが予定されておりますので、最初に菅原委員から発言をお願いすることとし、その後は半時計回り、杉山委員にお願いしたいと思っております。なお、菅原委員は第2回協議会に出席されておられませんでしたので、最初にそのときの分として、差別と感じた事例について、これは皆様にもお話ししていただきました。これについて3分以内でお話しいただきます。その後、本日あらかじめお願いしておりました、障害

による差別の解消に向けた意見について、これも 3 分以内で発表していただくこととしております。また、お手元に菅原委員提出の追加資料を委員の皆様ご準備ください。よろしいでしょうか。それでは菅原委員、お願いいたします。

菅原委員

最初ですみません、途中で帰るものですから申しわけありません。

聴覚障害者の皆さんは多分、情報差別というふうに、そういう要素があると思いませんので、まず聞こえる方が聴覚障害者を見て、「ああこの人は聴覚障害があるのかな」という見えない障害を持っています。そういうふうなものをととても多く感じております。私が資料を提出しております、これは去年の新聞に私が感じたこと、体験したこと、また大変だったことを載せました。台風の情報はテレビで見てわかっています。この出かけたときは、新幹線は大丈夫だと思い新幹線に乗りました。その後、名古屋駅に着いただろうという、名古屋駅という字幕がありましたけれども、ちょっとわからないまま座っていましたが、同じ車両にいた皆さんが一斉に新幹線の車両の中からどけたのです。ホームに行ったのですけれども、かわりにホームにいた人たちが新幹線に乗り込んで座席を進行方向に戻したのです。私は手話が皆さんに通じませんし、声も発せられないので理由を近くの人に聞いたら、これは大阪に戻るんだというふうに言われたのです。それで人がいっぱいでしたので、駅員を探すのも大変でした。駅員さんを見かけて、もう皆さんの間をぬって聞いたのですけれども、切符を見せてここに行きたいのだということで身振りでした。そうしたら駅員さんは何も言ってくれなかった、とてもがっかりしたのです。それで東京に帰る方法はどうしたらいいかわからなくてとても不安だという内容、これはその内容です。やっと 2 時間後に出発しまして、12 時間かかって帰ってきました。そういうことがありました。

解決方法は手話通訳者が同行してもらえたらとても安心でいろいろ教えていただきかったのですけれども、そういうことがなく、また手話通訳者の派遣の範囲もとても狭いという制度の中に規則があります。例えば、会社に入りたくて面接をしたい、けれども手話通訳者は認められないということもあります。また、自分の勉強を何回かに分けて講座を受けたい、手話通訳者を同行したいということでも、これはだめということでありました。こういうことがたくさんあります。またスポーツ大会、そのときの派遣も妨げになっているということはたくさんあります。

もう一つ、また手話通訳者がもっと増えたらいいなと今感じております。

会 長

それでは、半時計回りということなので杉山委員からお願いいたします。

関連することもお話しされましたので、その中身も含めてお願いします。また 3 分間ということで、申しわけありません。

杉山委員

条例の会仙台としては、今日の資料にいろいろ書いているので、それは自前で思うことを全部話したら 3 分で話せないで、特に話したいことを話します。

まず、差別解消に向けてどうしたらいいかということの意見は、仙台市のご努力で

4 回ココロン・カフェをやることは明記されているのでありがたいのですが、これだけでは不十分と思っております。というのは、市民を集めるには 4 回では足りないということです。それで私たち条例の会の提案としては、仙台市としては 4 回でもう大変なのはわかっているから、私たち条例の会や協議会の委員さんたちが、それぞれ自分たちでココロン・カフェのようなワークショップとかそういうものを企画して、それを仙台市に持っていったらいいのではないかと考えました。私としては条例を審議するには 1 年半では短過ぎると思って、もう 1 年間ぜひ延ばしてほしいと思っています。条例を考えるには 100 回なり、200 回なりできないのかということをお聞きしました。それをぜひ検討してほしいと思います。

会 長 提案ということで、ありがとうございます。
続きますと高橋（秀）委員です。お願いします。

高橋（秀）委員 今年、実は視覚障害者に関するニュースが多く報道されています。埼玉県の方で起こった盲導犬が何者かに刺されたもの、女子学生が見知らぬ男の人が白杖につまみずいた腹いせに蹴飛ばされた話、それから先日は盲導犬と一緒に歩いていた視覚障害者が車にはねられて重症を負って、盲導犬は落命したという話、そして仙台でもこれは誘導ブロックに関するのですが、河北新報に載りましたけれども、イービーンズのところの北側の歩道ですが、そこはかなり、特に夕方になると自転車やバイクが置いてあって、そこを通る視覚障害者が非常に困っているということの報道がありました。

このとき、河北新報から電話がありまして、その状況をどう思うだとかいろいろ聞かれたわけですが、その記者さんが言うには、何で誘導ブロックにそういうものがあると視覚障害者は困るんだと私に聞いたのです。この人はつまり視覚障害者が何で困っているのか、どのような状況なのかを全く知らないで私に電話をしているなということはおわかりましたので、私は誘導ブロックというものが何を意味しているのかということが皆さんはわからないから置くのではないですかという答えをしました。コメントはたった 1 行のコメントを出されたのですが、実際にはその誘導ブロックは自転車が建物から離す方向に敷設を変えろというような記事でした。でもこれは何か間違っているのではないかなと僕は今でも思っていて、まず啓発をするほうが重要で、誘導ブロックをずらすことに意味があるのかなと。ここが大体間違っている解決だったのではないかなと思っています。このように実際にまちを歩いている視覚障害者にとってはそんな状況ですから、まさに啓発がされていないということが、記者自身も知らないのに聞いている、そこが大体大間違いなのではないかなと思っています。

それで、埼玉県でアンケートをとったところ、まちをよく歩く視覚障害者の 4 割は何かしらのそんな危険な状況に遭っているそうです。つまり白杖がぶつかって折られたり、何でそんなところを歩いているんだと怒られたりというふうに言われているそ

うです。そんなわけで我々視覚障害者は常に、今もやっていますけれども、学校に行ったり、まちの中などでも我々が出ていくことで啓発をしていくということが大事なのではないかなと思っています。以上です。

会 長 解決されたということでも違う解決がされているということもあるわけだし、また高橋（秀）委員さんにはいろいろ啓発に主体的にかかわることの重要性ということをいただきました。

次は、早坂委員にお願いいたします。

早坂委員 私は、一般の方など、様々な方に理解・啓発していただくことが大切かなと思っています。様々な障害者がいて、それぞれ障害特性があり、ニーズがあり、困難があり、そしてどのような支援が必要なのか。一般に障害者ということは、視覚障害や車椅子に乗っている方がいるということはわかっているけれども、ほかにもいろいろな障害者がいて、もっといろいろなニーズがあるということ、それぞれの障害者がどんなことを求めているのか知らない方が多過ぎるのではないかなと思います。私も盲ろうという障害がありますが、これは知らない方が多い。盲ろう者本人ですら私は盲ろうという障害があるのだということを知らずに、助けを求めることもできずに閉じこもってしまっていることもあります。まずそういったことをいろいろな方に知っていただけたらいいかなと思います。特に公的な機関、役所、学校、病院、警察それから公共交通機関など、そういったところの職員さんにきちんと研修などで障害について知っていただくということも大切ではないかなと感じています。

また、私たち盲ろう者、視覚障害・聴覚障害もそうですけれども、情報弱者であることから、もっと情報がきちんと行き届くように、いろいろな方法で伝えていく。そういった設備、整備を整えることが大切ではないかなと思います。

先ほどのお話の中、質問で差別とは何かということで、事務局のほうから本人が差別と感じたことというお話がありました。確かにそれがわかりやすい例だとは思いますが、障害者自身が差別と理解できないこともあると思います。私たち盲ろう者は目からも耳からも情報が入ってきませんので、回りでどんなことが起こっているのか、差別されているという状況がわからない人もいるのです。そういった方々に対してはどういうふうに救済していくのか、その方にきちんと説明をして差別かどうかということを確認していくことが大切かなと思います。

会 長 続きまして高橋望委員、お願いいたします。

高橋（望）委員 高橋（秀）委員が以前の会議で、音声聞こえないためエスカレーターの上り下りがどちらかわからなく、実際に確かめるしかないと言き、私にできることはないのかと考えてみました。自分は視覚障害者の方の大変なこと、視覚障害のある方がもしも困っていることがあったら、その方を傷つけず友達と会話するように、上りだろと

か下りだよと伝えることで改善につながればいいなと考えております。

次は自分のことで改善したことについてお話しします。以前、デザートレイアウトを見ながら商品を並べるのが苦手とお話いたしました。仕事をする上で、最初は上司が見本をつくってくれましたが、忙しくなると見本がなくなり、ずっとやっているんだからわかるでしょうと言われ、仕事をうまく進められず頭を悩ませました。このままではだめだと思い、フラットあおばや就労支援センターを利用したり、職場の周りの人に苦手なことを伝えました。私の職場の人はメンバー同士が仲良しなので、たとえ上司が忙しくても私のかわりにメンバーさんがさりげなく私が困っていることを上司に話してくれるのでとても助かっています。

相談をされていて一番多かった意見は、後になって聞かないことにより大きな失敗をするよりは、「最初に『お忙しい中すみません、お仕事のご相談があるのですが、お時間いただけないでしょうか』と言えば上司も話を聞いてくれるよ」と言われ、私にとっても上司にとってもいいことだと思い、伝えることにしました。それからデザートの仕事は上司がみずからしてくれたり、ほかのメンバーさんがデザートの仕事をしてくれるようになり負担がなくなりました。時間に余裕があるときは一人でもできるように、メンバーさんと一緒にデザートの仕事や、今はずっと続けているヨーグルトの陳列の仕事をしています。

会長 　　ただいま委員の皆様へ、資料の 2-1 で上げた分野別の分類につきまして、その中から一つ、二つ選んでいただきながら、その分野においてどのような取り組みが必要だと考えますかということと、障害による差別の解消を推進するため、委員の皆様がそれぞれの立場から実践してみたいと考えていること、果たしたい役割はということをあわせて3分ということで、限られた時間をお願いしています。そのようなことでよろしくお願ひします。

それからもう一点。私、先ほど時間管理のところ、メモが2分経過のときはボードを掲げてお知らせするとともにチャイムを1回とありましたけれども、実際はチャイム1回のときは2分30秒ですので、あわせて訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

では千葉委員、お願ひします。

千葉委員 　　私の場合は難病ということで、難病そのものの病名を知っている方はいるのですけれども、今、特定疾患は56疾患あります。これが来年の1月から、まず110の疾患が指定難病として県とか国の医療補助が得られることになって、来年の7月には300の疾患が得られることになっています。だけれどもその300の疾患は、恐らくここにいらっしゃる皆さんもどのような病気がどのような症状かということとはわからないと思いますし、私自身も主立った病気になればですが、ちょっと理解できない病名が非常に多いのです。ですからその中で就労という段階になると、その病気によっては、非常にそれはここで軽い方と重い方がいらっしゃいますけれども、日常就労できるよ

うな態勢を持っている方が非常にいらっしゃるのですけれども、面接等において、その病名があるので私はこういう病気で月に一遍、病院に行かなくてはならないから、そういうときに配慮してほしいというようなことを言っただけで面接ではねられるという場合が非常に多いと聞いております。

私自身の膠原病友の会の中においても、やはり膠原病というのは24種類、あとは大まかな病名でも12種類ぐらいに分かれるようで、その12種類を全部診られる先生はいるかといえば、私が通っている病院の先生でも、私は血栓性動脈腫瘍という病気だったのですけれども、「今まで千葉さんと同じような病気を診たのは二、三人しかいない」と言われたり、その病例が少ないために非常に治療というものも、なかなかこれだという治療が受けにくいという部分があります。

私は今活動している部分では、病名を知っていただくためには、やはり外に出て行って、先ほども杉山委員がおっしゃられましたけれども、やはり自分たちが外に出ていくことによって知っていただくということが一番大切ではないかと思っております。

会 長 千葉委員もやはり理解を進め、啓発ということのみずからやっていきたいと思いますという提案をいただきました。

続きまして橋浦委員、お願いいたします。

橋浦委員 私は7年前にクモ膜下出血を患いまして、即、手術をいたしました。その後、高次脳機能障害ということで診断されまして、現在、当事者として市内の会社に、障害者枠、障害者採用として日々、月曜日から金曜日まで働いております。

実はこの高次脳機能障害は後遺症がございまして、ものの本とか先生の意見とかを聞きますと、記憶障害ですとか推考機能障害、段取りですね。あとは人とのつき合い、コミュニケーションの障害、注意障害とかいろいろあるのですけれども、主立った後遺症があると。私自身は、手術して半年ぐらいで目が覚めるのですけれども、「私は大丈夫ですよ」、「おかげさまで何の障害もなく、前と一緒に記憶も大丈夫ですし、小学校、中学校のことも全部わかっていますし」と言っていたのですけれども、それが3年、4年ぐらいずっとそう信じていたのですけれども、実際に仕事してみると、「じゃあ明日これをやっておいてね。今日じゃなくていいから頼むね」とか、今日みたいな金曜日に、来週の月曜日、あるいは来週は祝日なので火曜日になりますけれども、「火曜日でいいからちょっとこれ書類出しておいて」といったようなことは、「はい、わかりました」と今日は言っているのですけれども、火曜日になるとすっかりもう記憶として忘れているのです。皆さんはそんなことあるよ、俺だって忘れるよと言うのですけれども、それをそんなふうにしなくて「この間のやつどうした」と言われると、普通は「ああ、そうだそうだ」と気付きます。「ああごめなさい、すぐ出します」と言うのですけれども、記憶障害ですとその頼まれたこと自体を忘れてるので、もう「何のことですか」みたいな、「何でしたっけ」という。そうすると頼ん

だほうは、障害者だという認識はあっても、何とぼけているのだろう、しらないふりをしているのだろうと思われる。それがしょっちゅうというか、一日に何回もあるわけではないのですけれども、自分なりに何か大事なところで出てしまっているのかなと感じています。

ですから普通に「じゃあ明日までに書類持ってきてね」と言われると、一番に出したりすることもちろんあるのですけれども、大事なところを忘れてしまいます。この間、書類のやり方を教えてもらって、「3つの段階でこの書類を作ってね。最初は拡大してね」と教わり、「ああわかりました」と言いましたが、次の日になるとまた同じことを聞くのです。もうそれを作ったことを忘れる。それで、段取りも苦手になってきて、その相手も、そうすると頼んでもしようがないやという態度も見えたりするときがあるわけです。それをどこまで差別と呼ぶのか。特に孤独感、孤立感を感じることもありますし、逆に仲よくやれていると感じることもあります。これが差別なのかなと思いますけれども、その辺一緒になって考えていきたいなと思っています。

会 長 続きまして畑中委員、お願いいたします。

畑中委員 私は自分の事例というか、この事例集に基づいてまとめてお話ししますと、やはり無理解から偏見が来たり、実際に対応している中で何かできないことがあると偏見になったりしていて、やはり啓発は必要なのだなとは思っています。

あとは生存権で保障された最低限の生活を送るための病院の受診であるとか、行政機関の利用であるとかでは、こういう事例を出さないようにするべきと感じております。

会 長 続きまして坂井委員、お願いいたします。

坂井委員 先ほどの資料 2-1 の周囲の理解がたしかかなり人数が多かったと思います。私自身もいろいろ考えてはみたのですけれども、精神障害の場合というわけではなくて、全ての障害において先ほどから何度も出ている知識が不足していること、あとは結局、理解に対してちゃんと共有ができていないということ、それが一番の問題ではないのかなと思います。その中で出てきていることが実際に、ほかの例えば就労であったりとか、不動産取引とかいろいろありましたけれども、私はそれにも全て連動しているような気がしました。

私はその中でも障害者差別の解消にどのように起用ができるかということなのですけれども、私自身の単純に考えていることについて言えば、「あ・んの会」の会長をやっていますので、そちらのほうの祭りが11月9日にあるのです。その関係で、その場でとりあえず会長挨拶とかがありますので、その中でとりあえずそういう条例の動きが仙台市でやっていますよとか、そういう話ができるかなと思っています。あとは身近なところで言うと、例えば利用している施設関係とかそういうところで当

事者一人一人とお話しさせていただく中で、差別されたことはないかとか、虐待されたことはないかとか、そういう話もできるのではないかと思います。そういう情報を地道に集めるといふか、そういう部分もあります。あとは傾聴がやはり一番大切だと思いますので、その部分でいくといろいろな話題を得た中でそういったところも私の段階で吸い上げられるのであれば、それを行政の方にお伝えするとかということも可能かなと思いました。

会 長 続まして佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 私は分野としては高次脳機能障害について考えたいと思いました。この事例集を改めて見ても、何が出てくるかという、やはりずっと言われ続けてきた、外見からは見えづらい。プラス高次脳機能障害の場合は接してもわかりづらいというところが、当事者や家族にとって差別につながっている、または差別されていることすら気づかないという最大の要因につながっているのではないかなと思いました。なかなか今回のヒアリングでも、実は事例とか具体的に挙げるのが結構難しかったです。なのでその事例に対して解消するというよりも、まず取り組まなければならないこととして、策としても自分ができることとしてちょっと一緒に考えてみたのですけれども、やはりこれまで当事者として家族としていろいろな方が一生懸命伝えはきていたのですが、伝えていたつもりが思った以上に伝わっていなかったんだなということを変更して今回この事例集を通して感じました。なので、本当にこれからは具体的にわかりやすく伝えることに取り組みたいと思っています。

現段階で実は、全国の高次脳機能障害を家族に持つ子どもの立場の作文集というものを作成中なんです。というのもやはり子どもの立場で、子どもの言葉で伝えることによってよりわかりやすい表現になるのではないかなと思いますし、あとは大人から子どもへの高次脳機能障害の理解ということで、大人の言葉で大人の目線から伝えるよりも、同世代である子どもたちの言葉で伝えることによってもっと小さいころから高次脳機能障害ってこういうものなんだという、同世代の子どもの言葉で伝えることの活動をもう少し実践していきたいなと思いました。

会 長 続まして白江委員、お願いいたします。

白江委員 よく人の足は3年でも踏んでいられるというふうに言いますが、差別を受けていたりそういうことというのはなかなか踏んでいる側にはわからないということだと思います。ゆえにこの事例収集というのは何が差別で何が配慮なのか、そういったものを少なくともここにいるみなさんと共有していこうというのが一つの大きな目的としてあるのだと思います。

この事例集を読んでいろいろな見方、さっきのまとめもそうですが、あるのかなと思いますが、意図的に差別している方、あるいは誤解やわからないでしている方、

あるいはルールや制度が逆に差別を助長している場合とか、それからどうすればいいのかわからないという、あるいはわかるけどできない、わかるけどしない、今いろいろな整理の仕方があるのだなというふうに読んで感じました。これまでも皆さんがおっしゃっていたことですが、やはり徹底した啓発活動というものがどうしても必要不可欠なのだろうと思います。

どういう形でやるかというのは、いろいろこれまでも仙台市でもやられてこられてきて、いろいろな団体でもやってきたと思いますが、やはり年齢層、例えば保育園から幼稚園、このあたりはやはり交流というものが一番効果的なのかなと思いますし、少し年齢が上がってくるとただ単に交流だけではなくて、体験があったりとかということが必要になってくる。さらに年齢が上がってくるとやはり基本的な理念だとか、そういったものも学んでいく必要があるというようなことを感じます。それから社会人、企業、団体とかいろいろなところで働いていくわけですが、そういうところになってくると今までのそういったいろいろな形に加えて環境整備って何なのかとか、お互いに生きていくということの意味合いとか、さらに高めた関係性というものをつくっていく必要性も感じます。あとはコミュニティにおける啓発活動というものも、いわゆる学校レベルとか企業、団体レベルとかだけではなくて非常に重要だと思いますし、コミュニティの単位というのは余り大きく、例えば仙台市全体でどうこうではなくて、町内会レベルで私は取り組む必要があるのだろうと思います。先ほども杉山委員がおっしゃったようにワークショップだとかココロン・カフェなども継続化していくというか、条例ができた後も継続していくような取り組み、それもできるだけ小単位で。障害というくくりだけではなく様々な差別とか苦しんでいる方がいらっしゃるわけですから、そういう方も利用できるようなそういったものに発展させていく非常にいい機会だと私は思っております。

会 長 続きます中村晴美委員、お願いいたします。

中村(晴) 特別支援学校、また特別支援学級に在席している児童の親が養育手帳を取得することに大変ちゅうちょしているという現状があります。これはこれで当事者のほうの問題もあろうかと思うのですが、その手帳を取得することが自分の子どもが障害者であるというレッテルを張られるという、そこにちゅうちょ感があるのだろうと思います。これは当事者の問題もあり、やはり世の中のそこで差別を受けるであろう差別感が社会にあるということを感じずからちゅうちょする。そういうことがないような社会を目指してお互いに歩み寄ることが必要ではないかということ 생각합니다。1つ目です。

2つ目は、車椅子マークが駐車場、トイレ等にありますが、肢体不自由でなく手帳がなくとも、身体障害者手帳がなくとも歩行が困難な方がそこを利用したいと思うときに、車椅子マークだけですと車椅子の方しか利用がしにくいという気持ちがどうしても起きてしまうので、マーク、表示の仕方についてももう少し工夫があればいいなと

常日ごろ思っております。

会 長 マークについてもこれは大事なことですな。
続きまして中村祥子委員，お願いいたします。

中村(祥) 委 員 まず差別を解消するというのを条例で解決できるかと言われたときに，考えるきっかけとしてそういうものが必要だと思っはいるのですが，なかなかそういうものがあっても人の心を変えることはすごく難しいなと日々感じております。

差別事例の収集を見ますと，具体的にその差別をなくすための提案はいっぱい，おかげで出てきているので，まずその困った，生きづらい，つらいということを目の前の現象を一つ一つ解決していく配慮を積み重ねていくということ，それにきちんと予算をつけて，普通の生活ができるように現象面で解決していくこと。それが当然という社会が来たら，そこに住んでいる人はそれが当然になっていくので差別をしなくなるかなと。

長く時間がかかると思うのですが，だからできることはいろいろあって，お金をかけなければできないとか，サービスを充実させなければできないからできないと言っている部分も大分あるのではないかと。だから公共機関でとてもつらい表情をされたというのは，果たしてそれが差別だったのかどうかわからないけれども，そういうふうに思ったら，やはりそのことに対して思わないような改善をしていくという積み重ねでしかよくできないのではないかなと。

禁煙の減少，条例もようやく社会で浸透してきましたけれども，それも公共機関からまずやっていただいたことがとてもわかりやすく，まずは公共機関のところでそんなことが日々当然というふうになれば浸透していくのかなというふうにとちょっと考えました。

会 長 続きまして目黒委員，お願いいたします。

目黒委員 社会資源一覧というところで相談窓口がたくさんあるのを見て，率直に申し上げて相談窓口が幾らあってもだめだと思いました。それは私の実家のことなのですが，もう亡くなりましたが，両親と，弟が精神障害で3人で暮らしているときに大変で，私は子どもが自閉症なので家族を見ただけでもう問題が渦巻いているけれども，どこから相談したらいいかわからなくて，それで制度があるとか，相談窓口があるというのは知っていて，そこに行くけれども，全然というか，どこから話しを出したらいいかわからなくて，すごく苦労していたのです。

そこで精神の担当の保健師さんと会って，その人とたくさんいろいろな話をしているうちに，だんだん自分で整理できてきて，それに助言もしてくれて，これはこっちに言ったほうがいいよとか，こっちの制度を使ったほうがいいんじゃないと振り分けてくれて，それからだんだん家の中のことがほぐれて行って，弟を受診させたりとい

うこともできるようになってきたのですけれども、そういうことをしながら、自分のところの電話に自閉症のことの相談が来るわけです。もしかして一番かわいそうなのは私なんじゃないかと思ったりしたこともあるのですけれども、誰が受けとめて振り分けるかというのが一番大事で、相談窓口がたくさんあっても、うちの自閉症の会で障害児者相談員を引き受けていますけれども、年間を通して 1 件も来なかったという話も聞いたりして、それでは何のための相談かということもあるし、相談窓口があることが大事ではないと思います。

会 長 続きまして諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 私は団塊の世代なのですけれども。私が小学校の高学年のとき、教室から障害を持った、非常に軽い人たちでしたけれども、どこかへ行ってしまいました。それから中学校のころに、メンタルヘルスで悩んだ子どもどこかへ行ってしまいました。成人したころ、その人たちに再会しました。簡単に言えば病院でしたり、あるいは施設にいたのです。その中でつくられてきたある種の社会のゆがみ、あるいは気持ち、我々自身、それから障害を持っている人自身がやはりお互いを対等に考えられなかったり、卑屈であったり差別的であったりという、やはりそういう構造の中に我々はあるということだと思うのです。私も福祉サービスの仕事をしてきたわけですけれども、やはりそれを前提にしたある意味変えるということになかなかチャレンジできない現実もあったのかなと思います。

それから就労支援センターでは、就職をしている人、あるいは就職活動をしている人の相談を受けますけれども、さっき皆さんそれぞれ話をされてきた合理的な配慮がしっかりされていない。あるいは地域社会で生きるための必要なサポートがされていない、孤立的にいて自滅してしまう人等が非常にあるので、やはりその辺をしっかり支えていくような条例であってほしいなということ。それから権利条約を読むと、どういう人も同じ社会で同じ住む場、生活の場で対等に権利を持てるということが芯にあると思うので、そういうことに注意し、姿勢を正しながら私なりの立場でやっていきたいなと思っています。

会 長 続きまして八木委員，お願いいたします。

八木委員 社会福祉協議会のいろいろな事業がございますけれども、本当にこの障害に関して権利擁護とか何かについては、目立った形で皆さんも認識いただいているかと思いますが、一般に私どものいろいろな事業の中で、障害の差別禁止に関する啓発的なところというのは、やはり触れる場面がありながら伝わらなかったかなというのがこの会に出てみて強く認識されましたので、ここで得たようなこと等を参考にしながら、もう少し濃く反映させていきたいなと思っています。

会 長 続きまして赤間委員，お願いいたします。

赤間委員 共生社会の実現は根本において教育の力，特に学校教育の力にかかっているのだなということを強く感じております。心のバリアフリーというのが学校ではよく使われる言葉なのですけれども，それは子どものときからの教育だと思います。

学校でも今は道徳の時間とか総合的な学習の時間というものがあって，福祉とか人権について子どもたちが学んでいるところなのですが，その中でもやはりさっきありましたように知識として教える，学んでいく。その知識のときに障害を理解するだけではなくて，障害を持っていることに伴う不自由さとか，その障害の人，人間もしっかり理解するということの視点がないと，障害はわかったけれども先ほどもあったように想像力が働かないというふうになってしまうかなと思っています。

今，学校ではそういうことで交流及び共同学習といって仙台市の小学校，中学校には特別支援学級がほとんどの学校にあるので，なるべく一緒に学ぶ機会，一緒に生活する機会を多く設けましょうということを進めています。またキャップハンディ体験，白杖を持ったりしながら体験してみるという活動を行ったり，先ほどご指摘があったように学年相互にリレーとしてどうしていくということを教えていっております。

これは想像力，子どもたち自身も自分のことしか考えていないのでは困るため，人のことを考え，想像力を働かせられる子どもにしたいなと思っています。損得を抜きに動けるように。それに何かメリットがあるんですかとか，得がありますかと，そういう人がたくさんいるわけだけでも，世の中は損得を抜きにして世の中のために頑張っている人たちによって成り立っているのだということをやはり子どもたちに熱く語れる教育をしたいなというふうに思います。

誰かのために手をかす，力をかす，汗を流す，知恵を出す，あるいはお金を出す人でもいいと思います。誰かのために役立つということがとてもいいことなのだという価値観を子どもたちに育てたいし，今ボランティア精神を持っている人たちも一方では増えているのではないかと思います。震災ボランティアを見ると，「ああ若者はいいな」と思って，ああいう子どもたちを多く育てるのも教育の力だなと思っております。教員の研修とか先生たちの力を育てながら，子どもに返していければなと思っております。

会 長 続きまして市川委員，お願いいたします。

市川委員 私は主に身体障害者のほうの施設を運営していく方針にありまして，日ごろ障害者の方と接することがほとんどの仕事で，あとは活動の中にも障害者がおりますので常に障害者とともにいるということで，わかっているようなつもりでいたことが皆さんいろいろな種別の障害の方のお話を聞いて，知らないことがたくさんあるなということていろいろと考えさせられております。これからいろいろな場面でいろいろな障害

種別を持っている方々のご意見をたくさん聞くことがまず大事かなと思いましたが、これからココロン・カフェとかシンポジウムとか、市民を巻き込んでどれだけ社会のほうへ向けて、市民の声も聞き、吸い上げていけるのか、そこが一つのかぎになるのかなと思ひ、可能な限りそういうお話を聞きたいなと感じていました。

まだまだ勉強させていただきたいなというふうに思いますが、ただやはりこの協議会としても、委員としてはやはり具体的に条例化に向けて進んでいかなくては行けない。だからいつもお話だけ聞いてそれで堂々めぐりしているようなことでは進んでいけないので、やはり計画的にまた整理しながら、この協議会だけでないところでもきちんと整理をして、それで皆さんのご意見を集約して進んでいけるような会議であればいいなと思ひます。そのよに取り組みさせていただきたいと思ひます。

会 長 続まして川村委員，お願いいたします。

川村委員 私は収集事例とは別に、2つの点から自分の経験を通して皆さんにお伝えしたいことがございます。1つは時間軸というキーワードです。私は未熟児を長年診ていまして、500グラムの重症仮死の子どもを扱って、その親御さんがどんな思いでその子を育てていたのか。その親御さんたちが、子どもが障害を持ってその先ずっと一生、その子どもを背負わなくては行けない、その場合に幼児期は一体どこへ行くのか。では学童の小学校義務教育はどこなのか。幸い、県の特別支援学校の校医もしております。そのお子さんを診せていただいております。あとは皆さん方のお話しを入れますと、就職その他、もっと先になると一人になるというようなことを、ぜひ、時間軸等が切れないように、人の人生というのは最近妊娠してから亡くなるまでを一つの時間軸と見ますので、そういう形でこのような活動が生まれていくことを願っております。

今、1分27秒でちょうど半分でございますが、続まして差別をなくすということです。この差別をなくすというのは非常に難しいことは私もわかっているのです。実は私、小学校4年生の性教育の授業を7年間やっております。その授業の大切さは命が大切だということを伝えることがなかなかない。その命は人に守られて大きくなっていく。命は長い昔からつながって行って、これから自分たちもつなげていかなくては行けない。そのための命を大切に思う気持ちが、友人や様々な人たちを大切に思う気持ちがそれで育まれることを望みながら、そういう授業を7年間行っております。それから、うちで育児サークルをしておるのですが、クリスマス会には障害を持ったお母さん方が、バンドを組んであちこち慰問しています。お母さんのバンドで音楽を流してくれます。その意味の一番大きなことは、これは非常に失礼な言い方かもしれませんが、普通であることがどれだけすばらしいことなのか、生きていくことがどれだけすばらしいことなのか、それを伝える。この条例をつくるのに当たってそのようなことを市民に啓発させていただければと思っております。

会 長 続まして桔梗委員，お願いいたします。

桔梗委員

改めて差別という言葉、配慮という言葉、それから不快という言葉、この3つの言葉は非常に整理が必要だなというふうに個人的に考えております。私自身も家族の中に今、難病、内部疾患で手帳というか、内部疾患では手帳は余りないので。認定を受けている家族がおりますけれども、実際に私は今ごらんとおり、実は9月の末に交通事故に遭いまして、今ひどい頸椎損傷で首にまだコルセットを巻いている状態でございます。それで興味津々なことに、つい二、三日前、本当は今、タクシーでしか動いていないのですけれども、タクシーを拾えなくて目の前にいたバスにわざと乗ってみたのです。本当に障害の方のお気持ちに私はなれなくて、本当に差し出がましいことなのですが、今この状態でバスに乗ってみたら周りの人はどうなのか。夕方の5時ぐらいの時間、私がこの状態でバスに乗っても誰も席は譲ってくれません。これが差別なのか、配慮の欠いた生活なのかということです。私が健常者で事故だから配慮がないのか、ではこれが障害者であったらどうなのか。

あと私の家族は今言ったように内部疾患、難病がいます。もちろん顔に障害者とは書いてございません。配慮がないです。また同様に私も子どもを持つ母です。妊娠もしていました。おなか大きい時期がありました。まちを歩いていてもバスに乗っていても、配慮があったか。おなか人様より目立たなかった私は、一度もバスでも電車でも席を譲っていただいたことがありませんでした。なので差別という言葉と不愉快、不快という言葉と配慮という言葉の整理は、非常にそれは必要なことだなと。ただ、これはそれが障害者に限ったことではなく、高齢者に限ったことでもなく、ただそれはやはり私たち健常者という言い方はおかしいですけれども、みんな市民一体となって配慮を考えていく社会づくりというものが必要だなと思っています。

身近にあった考えさせられる事例を話します。

私の知人がお店の店頭で、パートさんたちでお話をしていました。その目の前にどうも多分、障害者の方ではないかなと思われる方がお買い物をして通りすがっていた。たまたま私の知人がパートで、本当はおしゃべりしてはいけないのだけれども、おしゃべりをして話がおもしろいので、たまたまけらけらと笑ってしまった。そうしたらその障害を持っているであろうという方がサービスカウンターに行かれて、私はあの人たちに笑われたというふうに訴えてきた。苦情が入ったわけです。ただ、そのパートの人たちいわくは、その人を笑ったのではなくて自分たちの話がおもしろいから笑ってしまったという事例があった。やはりそこにもコミュニケーションがあったりとか、非常に差別という言葉と不快という言葉と配慮という言葉を整理して考えてみたいものだと感じたことをお話しさせていただきました。

会 長

続きまして、黒瀧委員、お願いいたします。

黒瀧委員

先ほども述べましたけれども、私は今一番、差別条例がせつかく仙台でできることになる。それで、京都と埼玉の事例をちょっとわからないので身内に聞いてみました。

京都のほうは、私の娘の旦那の親が教員をしまして、聞きましたら「ええ、そういうのがあるなんて全然聞いていないわよ」。ああそうなのかと思いました。あと埼玉のほうは、この前委員さんが説明してくださいましたけれども、私も 6 年間住んだことがあります。そのときの部落民の差別、同和教育とか私も随分受けました。今現在は、私の弟の嫁のお兄さんが病気で失明して大変な思いをしています。それで埼玉県は差別条例をつくっていますけれども余り浸透していません。弟の嫁が全面的に介護していますので、それでも「そういうことをちょっと聞いたことがある」ということでした。仙台でせっかく差別条例をつくるということなので、皆さんに最後までこの条例が浸透するようになればいいなと私は考えます。

会 長 委員の皆様からお話しをいただきましたけれども、それではここからはこれまでのご意見を踏まえ、さらにご意見がある方がありましたらご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

畑中委員、お願いいたします。

畑中委員 教育委員会の赤間委員のおっしゃっていたことですが、障害の内容とかをわかってもらいように授業をしているとおっしゃっていたのですが、それを今まで教育を受けてこなかった児童生徒の親に児童から、こういう人もいるんだよとお話することを生徒児童に勧めてみてはいかがでしょうかと었습니다。

また、目黒委員の話で思ったのが、整理してくれる人が必要だということと、声を上げられない人にどうやってサポートというか声をかけていくか、そのニーズをくみ上げていくかが必要だなとつくづく思いました。以上です。

会 長 まずは子どもさんから親の方々まで浸透するということですので、大事なことのご指摘。それからニーズをくみ取り、整理するという相談についてもお話しいただきました。

そのほか、委員の皆様から何かご意見いただければ。川村委員、お願いいたします。

川村委員 私の行っている活動の件なのですが、先ほどお話ししました小学校 4 年生の命を大切に授業は、その後保護者だけ集めてもうちょっと厳しい話をします。生まれて 4 日目の子が亡くなってうちに運ばれた例とかです。それで親子に聞かせる意味は、やはり性教育の入り口というタブーの話題を家庭の食卓の中で親子して話していただくということが非常に大きな意味で、今もお話がありましたようにその子どもさんがそういう話を母親や父親に伝えながら理解を深めるという話が出たので追加させていただきます。

会 長 先ほど黒瀧委員のお話で、条例ができているところでも浸透しているのが少ない。

それをしっかり努力していくとともに、先ほどからありました畑中委員、川村委員の子どもさんからお父さんお母さんに伝えるということも含めて、すごく大事なことだと思います。それから委員の皆様のお話を伺いながら、やはり私たち一人一人ができることとして身近なところからこれを広めていくことがすごく大事だという委員の皆様のお話がとても多かったです。これはとても大事なことだと思いました。

そのほか、委員の皆様から何かありますでしょうか。

高橋望委員、お願いいたします。

高橋(望) 委員 友達が今一番すごく悩んでいることなのですけれども、友達は自分のことを障害者だとしっかりと認めているのです。ただ、友達のお母さんが自分の子どもが障害者だということを認めたくないらしくて、発達相談支援センターに連れていくのに苦労して連れていったという話を聞いたのです。それと、今も親は自分のことを障害者だと認めてくれなくて、例えば療育手帳も更新とかそういうときに大変困っていると聞きました。私はその友達に何とかしてあげられないかなと思うのですけれども、何かいい意見があれば教えていただきたいです。

会 長 ただいまの高橋望委員が紹介してくださった事例の中で、何かいいアドバイスとかがありましたらということもありましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

障害理解を進めるということの中で、手帳を持つことが先ほど中村晴美委員のお話にもありましたけれども、レッテル的なことになってしまったらとてもいけないことなので、その辺も含めてしっかりしていかなければいけませんけれども、高橋望委員の質問というか、委員の皆様に対してのアドバイスは何かないかということに関して、どなたかがいかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

佐々木 委員 自分が家族の立場のケアカウンセラーということもあって、同じ立場の人の話を聞くのはとても大事で、なかなか障害受容であったりができないときに、少しだけ先輩の話を知るといって機会があると、大分お母さんも手帳を持つことであったり、娘さんのことを理解していくというところで自然に言葉が入ってきたり、自然に「ああそうなんだ」と思えるようなきっかけになるのではと思います。

会 長 高橋望委員、いかがでしょうか。

高橋(望) 委員 相談できる場所がなくて、今日いい意見が聞けたので、ぜひ友達に早速伝えたいと思います。

会 長 では、委員の皆様からのご発言を受けてのご意見ということですがけれども、時間も迫ってまいりましたけれども、どなたか。杉山委員、お願いいたします。

杉山委員 皆さんの話を聞きまして思うことですが、障害者差別についての認識が皆さん全てバラバラだと思うので、この協議会委員が増えてみんなで共有できた方がいいと思うのであえてお話ししますと、今回、条例をつくるという、障害者差別の話に限って言えば、前回からのこの問題なのですが、差別をしないということで法律をつくるわけです。それで現にそうやって権利条約も差別解消もできています。何をすべきかという、そこに出てきた不利益を、それが差別かどうかということで判断しているということなのですね。それは何かといえば、障害を理由とした不利益的取扱いでは直接だったり、間接だったり、あともう一方は合理的配慮がない場合ということをどうかということで差別か差別でないかという判断をするわけです。だから自分は差別をしたつもりがない行為であっても、それが法律で差別ということであれば差別になるんですね。ですから差別はここから来るものですが、実際は今これから話し合うことが、その行為が差別かどうかということを含めてみんなで話し合う。それで私はここで大体言いましたけれども、でも皆さんがそれぞれが違うから、それをこの場で共有していこうということなんですね。ですからここを勘違いしてもらってはまずいということであえて話しました。

会 長 さて、時間的なこともありますけれども、もうお一方にお話しいただく時間はありますけれども、いかがでしょうか。では桔梗委員、千葉委員、短目に、すみません。

桔梗委員 先ほど杉山委員がご発言なされたココロン・カフェの施策について答弁があって、もしかしたら私が委員会を代表して言うことでもないのですが、逆に事務局からご説明がその後もあるんだと思うのですけれども、ただこれもまた明らかに落ちていて、この協議会の中で余り議論はしていないことが落ちているのかなと思うのであえてなんですけれども、もしよかったら事務局のほうからこのココロン・カフェがどのような経緯で成り立ったのかということをご説明されれば、先ほど杉山委員のほうではこれは仙台市が主催をしてやっているけれども、協議会のほうとしても主催をしてやったらいかなものかというご意見が出ていたので、できれば事務局のほうからこの経緯をお話ししていただけるとその辺も共有していただいていいのかなと思います。

会 長 それは次の報告のところでそれを加えていただくということで事務局にお願いいたします。
次に、千葉委員、お願いします。

千葉委員 私ごとで申しわけないのですけれども、私が病気になったのはちょうど 9 年前だったのです。その当時、9 年前に特定疾患とか医療補助とか何かという話は、病院のお医者さんからはそういう話は一切なかったのです。そして結局、退院を勧められたときに、その病院の医療連携室、ソーシャルワーカーさんたちにお会いし、行政のこう

いうところに行って相談したらいかがですかと。私はちょうどそのとき両手両足麻痺で寝たきりだったのですけれども、家族が行政のところに行って話をしたときには、なかなか話がうまく通じない。だけれども今私もちょうどハンズ宮城野というところでピアカウンセラーと難病サポートセンターでピアカウンセラーの両方をやっておりますけれども、10年前と今ではかなり違っているのですけれども、ただ、お医者さん側がその病気に対してどういう行政サービスや福祉サービスがあるかということをお医者さんからは教えていただけません。私は心臓弁膜になって弁の置換をやりました。置換手術をやったときには、それはお医者さんから自立支援の医療保護があるということはお医者さんに教わりましたが、それ以外だとペースメーカーとか何かを教わっていただけません。その他の病気の際に結局、障害がすぐ障害とわかる方は別ですが、障害がよくなるのではないかなという方に対しては、意外と「はい、家に帰ってリハビリをやりなさい」とか、「あとはデイサービスのところに行きなさい」とか、そういうことぐらいで終わってしまうので、やはりその辺はこれから例えばそういう病院を退院する方に対しても、行政側から今度は新たな難病対策とかの指針が出るわけですから、病院側の先生から医療連携室、ソーシャルワーカーさんから行政の相談窓口によくつなげていただけるようにすればいいと思っております。

会 長 医療と福祉の連携、それも9年前と今は違うのだけれども、さらに相互の連携が必要だというご意見、ありがとうございました。

では、このセッションはといいますか、議事の④障害による差別の解消に向けた意見発表等は一旦、区切らせていただいてもよろしいでしょうか。

（5）報 告

①「障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ(ココロン・カフェ)」の開催について

②「(仮称) 障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるシンポジウム」の開催について

会 長 続きまして、報告に移ります。

①「障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ（ココロン・カフェ）」の開催について、

②「(仮称) 障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるシンポジウム」の開催についてです。

その前に、杉山委員から条例を検討するに当たって資料が提出されていますので、杉山委員より一言、その資料についてお話ししていただいてから報告というふうに入っていきたいと思っております。お願いします。

杉山委員 先ほどから何度か発言しては、まだ、発言していないことについて話をしておきます。

まず、提案の中で 1 案目にも書いていますが、今後のこととして、この差別禁止条例を仙台市で検討するということが自体がまだ市民に知られていないのではないかと。これは条例の会の会議で話し合ったときに意見が出てきたことで、このところのこれを市民に伝えていくことが必要なのではないかとということがあります。

それで、これも広報とか宣伝しない限りは浸透していかないと思うので、その辺についてどうかということと、あとはこの施策推進協議会しかり、ココロン・カフェもしかり、シンポジウムもしかりですが、広報が余りにも不十分ではないかということがありまして、これでは市民のそういう道理を考えていくということ自体も伝わっていないし、こういうココロン・カフェをやるということもシンポジウムをやることも伝わっていないのではないかとということで、これについて広報をもっと積極的にやってもらいたいのですが、そこで具体的にはどう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それで、桔梗委員の話が出ましたが、ココロン・カフェは仙台市がやるのは先ほど言った 4 回というのはわかるのですけれども、ただ、市民団体が主体でいろいろな、例えば、団体ごとに 5 回、10 回、140 回、200 回ということのできると思うので、こういうことも考えてもらいたいということで提案を出したのです。

会 長 杉山委員からの発言または提出資料に関する取り扱いについてということで、それも含めて報告に入ってまいりたいと思います。

まずは杉山委員からのご発言、それから資料の取り扱いについて、事務局からお願いいたします。

事務局
(高橋課長) まず、杉山委員からいただいたご提案につきましては、資料のほうで協議会へのご提案というふうに書いてありますけれども、内容的には事務局で受けとめさせていただくべきものだというふうにご考えております。今後についてはどうしても私どもも後手に回ってしまっていて、例えば市政だよりに載せるためには 2 カ月以上前にもものが決まっていけないといけないのですけれども、その決めるというところがなかなか追いついていかなくて、杉山委員がおっしゃるのはごもつともなことで、それにつきましては、いろいろな方法を使って広報していかなければいけないと強く感じているところでは。

また、回数についてはですが、まず仙台市のほうで今のところ予定させていただいている回数以上にやるというのは、今の時点では難しく、来年度以降も続けていくことにしていますので、その中でやらせていただきたいと思っています。

次に、杉山委員をはじめ協議会の委員さんそれぞれの団体では、いろいろな取り組みをされたらいいのではないかとということについては、ぜひ主体的にといいますか、皆さんでやっていただきたいと思うのですけれども、それを例えば仙台市が主催し

たことにしてやるとかということになると、いろいろ整理しなくてはいけないことがありますので、まずは今日まさにお一人お一人が取り組めることということでご発表いただいたのですけれども、そういう活動の中で、仙台市でこういう取り組みをしているけれども、条例の会をはじめとする障害者の皆さんがその障害を理由とする差別を解消していくための取り組みを進めたいと思っていることと、仙台市でも条例をつくらうとしているということについて、いろいろな方にお話ししていただいて、何をしていくべきなのかということと一緒に考えていただければと思っています。そういう場をたくさん持ってほしいなというふうに思っています。

そのほか、いただいたものについて、ここで一つ一つお答えするということはできないのですけれども、ご提案として取り入れられることについては取り入れさせていただきますし、今すぐにできないことについても今後考えていく上での参考にしたいというふうに思っています。ただ、いただいたものの中で 2 ページ目にある 2 の（2）のところですが、傍聴者にも発言できるようにしてほしいというご要望については、協議会の運営要領にも傍聴人は発言ができないという規定もありまして、お応えすることはできないのですが、条例に関するご意見につきましては事務局宛てにお手紙とかファクスとかメールとか、そういうものでお送りをいただければと思っています。

会 長 よろしいでしょうか。

杉山委員 ココロン・カフェがとるべき、仙台市でやるのはもう 4 回でいいのかと思いますが、例えばほかの団体でやらせてもらえないかと言えば、今のところ予定は具体的にいつやるかは未定ですが、実はありのまま舎さんと条例の会でワークショップを一緒にやろうというような計画を立てているところなのです。そして今日の資料にはなかったので臨時委員には行き渡っていないと思うのですが、この間の一週間前の協議会では、ココロン・カフェのチラシというものがあったと思うのです。それとココロンニュースもあったと思うのですが、これはなぜないのですか。広報として大切だと思うのですけれども。

事務局 (高橋課長) これは単純に抜けてしまいました。入っているつもりでございましたが、抜けてしまったのでそれは大変申しわけございませんでした。今、準備をいたしますので、配布したいと思います。

杉山委員 やはりそういう姿勢が、広報は大事だと思うのです。

会 長 ココロン・カフェの開催の資料について、今追加で配布させていただきますということで、杉山委員ご指摘ありがとうございました。

ただいまの杉山委員からの提出資料の取り扱いについては、杉山委員及び事務局よ

り説明がありましたが、今度は委員の皆様、それでよろしいでしょうか。はい。

あとはそれぞれの会でワークショップ等を開催するというはすごくいいことだと思います。ただし、それは仙台市の主催とは分けて開催するというは、それはそうですよね。自分たちがやるときには。そのようなことでよろしいでしょうか。委員の皆様から何かありますでしょうか。桔梗委員、お願いします。

桔梗委員

ココロン・カフェのことについて。今まで協議会の中でこのような施策の一つとしてこういう提案があり、実際にこれが実現する形、絵面としてここにあります。今、杉山委員がおっしゃられたように、正直なところ私も同感でして、深い議論もなされずに一応こういうことをつくってみますということで、事務局のほうと会長、副会長のほうで話を持っていて、たたき台という形で作っていただいていたのかなとは思ったのですが、もうその後のこちらの推進協議会のときに、たたき台としてこれはどうなのでしょうというような議論があつての開催、実行になるものかなというふうに私、実は個人的に思っておりましたが、今回の資料でもこのように出てきてしまうと、前回、私が確認をさせていただいた事項の中に、主催は仙台市ですか、それともこの協議会ですかという質問をさせていただきましたが、その際に仙台市ですよというふうに事務局からお答えがありました。それもそうなのですが、このココロン・カフェの施策の中の仕方としても、市民協働のほうの委員会の手法を使った形はどうだという提案もさせていただいて、これを取り上げていただいているのですが、すごく厳しい発言になるかもしれないのですが、こういう形でこういう形式でこれをやったらきつうまくいくだろうということではなくて、これは形式ややり方であつて、何のためにこれを実行するのかということをやはり明確に突き詰めて深く掘り下げて考えていかないと、形は実施されても実質、実のある形の成果を出せるかどうかというのは、私は正直言って今、疑問です。

というのは、これは私の個人的な意見でしたけれども、このような形でやるワークショップ、一つの施策としてあつたらいいなと思った私の個人的な思惑としては、これは仙台市の主催でもいいのだけれども、こちらの協議会も共催か協働の作業になると私は思っていたし、今回この資料 4 を拝見させていただくと、対象者が障害者施策推進協議会委員等になっているのです。だから私たち委員は主催者とか協賛、協働ということではなくて対象者になって、いつの間に対象者になったのだらうということで、これは皆さん異議ないのかと私はここが大きく疑問です。これも含めて誰に対してこれをやるのか、何のためにやるのか、何を目的にしているのかというふうに考えたときに、これを提案させていただいた一人としては非常にどうなんだろうというふうに疑問を持っております。なので議論をする時間、協議をする時間があるのかなのかわかりませんが、回答を求めるべきなのか、議論できる、協議をする時間を与えていただけるのか。その辺のご返答もいただければいいかなと思います。

会 長

報告事項とありますけれども、今の桔梗委員のご質問も含めて、「障害がある人も

ない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ（ココロン・カフェ）」についてでございますけれども、それからもう一つ、②のほうも含めて事務局から先ほどのご指摘も踏まえてお話をお願いします。

事務局
(高橋課長) まず施策推進協議会の委員さんが対象になってしまっているというところは、事務局がうかつであったなというふうに考えています。まず対象者ではなく企画運営して、参画していただくほうのお立場であるというふうには考えております。

あと目的をはっきりすることについては、これは資料 4 の目的のところにも書いてございますけれども、まずこの条例づくりについて市民の方に広く関心を持っていただきたいということと、あとは参加できる場をつくりたいということでございます。

それから、これまでの協議会の中で意見が出てきた障害理解ということが非常に大切だというご意見をたくさんいただいていますので、障害を理解する場にしていきたいということも考えております。ですので障害の理解を得るということと、あとは差別解消に対する関心を高めていただくということが大きな目的です。カフェで出された意見については、施策推進協議会の中にももちろんフィードバックをしていくということになります。

何か足りないことがあれば言っていただければと思います。

会 長 このココロン・カフェの第 1 回についての資料は、もう市民の方々にお配りしているのであれば、この内容について検討というのは、その前にはこの施策推進協議会は開催できないわけであって、時間も限定されておりますので幾つか詰めていくお話をいただきながらも、あとはファクスのやりとりでよりよい内容で行ってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それで、桔梗委員のご指摘に関して事務局もこの辺のところを訂正するところも先ほど発言いただきましたけれども、委員の皆様、ほかにこのココロン・カフェについて、すみません、杉山委員少し待ってください。目黒委員それから杉山委員といきましょう。

目黒委員 私は、ココロン・カフェは障害企画課がいいなと思ったことをすぐやってみられるということはすごくいいと思います。一回やってみればいいところ、悪いところが絶対出てくると思うので、それでまた内容を検討していけばいいわけで、まずやるのが大事だと思います。

会 長 まずはやってみましょう、その中で振り返ってまたしっかりしていく部分も出てくるのではないかというご意見でした。

杉山委員、お願いします。

杉山委員 先ほどの桔梗委員の話でもあったのですが、なぜ障害者施策推進協議会委員が対象者に入っているのだという話は、こういう話は実は条例の会の全体会議でもあり、事務局に話をしたのですが、例えばいろいろ見たときに議事というものがありますね。議事が 1 番から 4 番まであります。それでここを施策推進協議会で話し合ってくれと。それでココロン・カフェとかシンポジウムにおいては仙台市が決めることだから、ここでは話さなくていいよということを案に知らしめたくないということを事務局会議では話したと聞いて、ああなるほどなと思ったのです。それがここにあらわれてきているのではないですか。

会 長 杉山委員のお話しされていることについて、確認とか何かありますか。問いかけていることについて。

事務局
(高橋課長) 今日お示しした内容については、前回いただいたご意見をもとに事務局のほうで可能なところを反映させていただいてつくったものでございますので、その反映させた形を今回はご報告ということで上げさせていただきました。10月22日に開催ということもありますので、まずはこれで進めさせていただきたいということで、さらにここで議論をいただいて内容をまた変えていくとか、そういうことは今日については考えていなかったところですよ。

杉山委員 私たち条例の会としては、カフェの中身がこれから重要になってくるということではないのかなと思っていて、話し合いを続ける上では、カフェが報告であれば議論ができないわけですから、私はもうちょっと委員の意見を前もって聞くなり、そういうことはしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局
(高橋課長) まず、今回については議論という形でワークショップをしながら話し合いをしましょうということ考えております。まずは条例の形になっているものがまだ出てきていけませんので、まずは障害ということを皆さんに理解していただいたりとか、あとは差別を解消していくとはどういうことなのかということをご皆さんに考えていただいて、まさに条例の方向、軸になるものを皆さんとのワークショップの中で探していきたいなということでこういう形をとっています。いずれ具体的に取り組むべきこととかが出てきて、このことについてぜひご意見をいただきたいとか、議論をいただきたいというものが出てくればそういう出し方をしていくと思いますし、まずはここは入り口のところですので、こういった提案内容でやってみたいということで今回、お示しをしております。

会 長 このココロン・カフェは杉山委員の中でこの協議会の報告が主になるのではないかという心配があったということですか。でもそれについてはそうではなくて、ここでワークショップでいろいろ議論をいただくのだという答えのようにも思ったのです

けれども、その辺を踏まえてもう一度確認したいのですけれども。報告会だけではないですよ。

事務局
(高橋課長) ここでは一番初めに仙台市の説明のところ、協議会の中で話し合われたことや、いただいたご意見、さらには事例を収集する中でこういったものが出てきていますよということについて説明をさせていただくことになります。

やはりまだ導入段階で入り口のところですので、議論というよりは今こういうことが進んでいるのですということをお知らせして、それで皆さんの考えをワークショップをしながらお聞かせいただくということにしたいなと思っています。

会長 まずはこの施策推進協議会の差別禁止の条例についての進行もご理解いただきながら、さらにそれを踏まえてご意見をいただくということで考えているという答えがありました。杉山委員、お願いします。

杉山委員 端的に言えば、桔梗委員の話しを踏まえて言えば障害者施策推進協議会委員が軽く見られているのではないかということがちょっと懸念されたので、さっきのようなわかりにくい話しになりましたが質問をしたのです。すみません。

会長 まずは22日に、もうこれは広報していることでもあり、目黒委員がおっしゃるようになまずさせていただきながら、ここで足りない部分というのはまた十分に検討しながら、よりよいココロン・カフェを進めてまいりたいという方向性で今話が進んでいるようにも思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

ただし、その場合には意見も言っていただきながら、ファクスその他について。
はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 一つだけ確認をさせていただきます。私はそのときに話したことがフィードバックされるとかそういうことではなくて、この形式でやってみたらそこから生まれると。確かにそうなんだけれども、市民協働でやったときに、じゃあこれをやる時に誰がファシリテーターをするのか、誰が内容をどのように聞くのか、委員がどんなことにかかわるのかということが非常に私は比重が高いとっていて、それで意味と目的の達成が遂行されるものだと考えていたものですから、それを失墜している今の協議のない現状の中ではどのような結果を生むのかなということが非常に心配です。

それでここまで詳細な内容を、この間のときは詳細な内容はまだ決まっていなく、確認をしなかったのですが、この第1回目ときのファシリテーターもしくは司会はどなたがされるのでしょうか。

会長 事務局、お願いします。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

事務局
(高橋課長) 資料の裏側の 3 の (3) のところに書いてございますけれども、各グループのホスト(司会)は障害者の方の相談を身近に受けている相談支援事業所の皆さんに協力を得て進めようということで考えています。

会長 その議論をしたように思うのですけれども、今のファシリテーターはどなたが行ってというお話は、この協議会で出たのか、出ていないのかどのようになっていますか。

事務局
(高橋課長) 前回は出していないかと思います。

会長 わかりました。ではすごく足りないことだと思いました。

桔梗委員 詳細はまだ決まっていなくて、たたき台はこのフレームということだけが前回までの確認でしたので、詳細ができれば、何度もくどくど申しわけないのですけれども、できたらたたき台でこれでいかがですかというふうに協議させていただければ、もつとよりよい形になったのではないかなと思います。

会長 では、事務局の中でそこは進んでいたのだけれども、伝えるところが不十分であったということですね。

事務局
(高橋課長) そこは認識が甘くて大変申しわけございません。時間がないところで進めてしまい、どうしても丁寧に皆さんの意見をご議論をいただきながら進めるということができていなく、不信感を持たれたかもしれません、まずはこういう形でやらせていただいて、それでいろいろ改善すべきところが出てきた場合は変えていきたいと思っています。

それから、施策推進協議会の委員の皆様にはぜひ当日おいでいただきまして、ワークショップの中に参加をしていただいて、深めていければと考えております。

会長 桔梗委員、申しわけありません。今日そのファシリテーターのことについて話が出る段取りでした。

また、その中身については申しわけありませんけれども、これは10月22日ということで公表されていることですので、その中身についてはファクス等でまたご意見をいただくとしても、本当に委員の皆様から前回、やはり予定の時間を守ってほしいという多数の意見をいただきましたので、申し訳ありません、次は事務局とのやりとりを委員の皆様、ココロン・カフェのあり方についてもご意見をいただいて、できる限り対応しながら10月22日に開催させていただくということでよろしく願いいたします。

まず、報告の①ココロン・カフェの開催についてという部分で議論がありました。そしてこの中ではまだ不十分なところがあるのだと。ただし時間もあるわけであって

という中で、最大限にできることは委員の皆様からまたファクス等で、本当に短い時間で意見を事務局に伝えていただいて、できる限りのことで開催するということだと思います。

それから、次は報告の②についてということで、また事務局から説明をいただかなければいけません。よろしくお願いします。

事務局
(高橋課長)

資料 5 でございます。

「(仮称) 障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるシンポジウム」の開催でございます。12月7日の障害者週間に合わせましてウエルフェアというものが開催されるのですけれども、その第3部として予定をしております。

資料ではまだ具体的な内容がお示しできないのですが、差別の解消ということがどうということなのかといったことを皆さんに具体的にイメージしてもらえるように、実際の事例を紹介しながらパネルディスカッションをしていくということを考えておりました。今、出演者の方について交渉をしているところでございます。はっきりした形でお示しできていないので、これについてもいろいろご意見があるかもしれませんが、一応、差別の解消といってもどういった形が差別の解消というものなのかということ、いろいろな取り組みをされているものをご紹介しながら、では仙台市として目指すものということ、皆さんで話し合っていくようなものにしたいと考えております。

最後に本日、追加資料として配布している今後の進め方でございますけれども、これは条例の審議の部分について抜き出したものでございます。今年度につきましてはこの資料のとおりに進めてまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。ここには載せておりませんが、学習会なども企画してまいりたいと考えておりますので、ご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

会 長

ただいま進め方ということもあわせて事務局からお話がありましたけれども、委員の皆さん、時間も本当に迫ってまいりましたけれども何かございますでしょうか。ココロン・カフェについては先ほどのようにファクス等で、または電話等で意見を言っただいて、しっかりと取り組みたい。ただし、それも期限が22日開催のため、あると思いますので、その辺については事務局、いつぐらいまででしたら大丈夫でしょうか。

事務局
(高橋課長)

22日に開催するものについては、基本的にはこのような形で開催をさせていただきたいと思うのですけれども、次回以降に反映できるところについては反映をさせていただきたいと思いますので、2週間ぐらいの間でご意見を頂戴できればというふうに思います。

会 長

2週間ぐらいの間でご意見ということで、よろしくお願いいたします。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

そしてまたココロン・カフェは、繰り返しになりますけれども、進行がうまくいなくて申しわけありません。まずは行って見て、さらに改善すべきことはしっかりしていきましょうという姿勢で取り組むということでございます。ありがとうございます。

それでは、ちょっと私の段取りがうまくいなくて、ココロン・カフェの開催についてお話ししていただいてから議論があればもっとわかりやすかったのですけれども、その前にココロン・カフェに関する話題になってしまったので、進行がすみません。煩わしくしてしまいました。申しわけありません。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、報告はこの辺で終了とさせていただきますと思います。

（6）その他

会 長 その他として皆様から何かございますでしょうか。

（意見なし）

皆様からよろしいでしょうか。では、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 本日の会議の中で、不手際というものもございまして、その点はおわびさせていただきたいと思えます。

（鈴木部長）

それからいろいろな会議の進め方、内容につきましても、ちょっと我々のほうで時間のないところで進めていたということもございまして、本日のような若干、混乱ぎみというところもございましたけれども、我々のほうとしてもぜひいいものにしていきたいというふうには思っております。ですのでぜひ忌憚のないところでメールでもファクスでも結構でございますので、どんどんご意見をいただければ取り入れられるところはどんどん取り入れながら、いいカフェそれからシンポジウム等にしてまいりたいと思えますので、どうかご協力のほどひとつよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

会 長 では本日の協議は、ここで私の進行する部分については終了させていただきます。

（7）閉会

署名人

市川義直 